

第1章 タイ

ー主要品目と政策の動向ー

井上 莊太郎

1. はじめに

タイの農業は、成長する国内市場の変化だけでなく、多くの品目の輸出依存度が高いことから、海外の市況や、為替動向からも影響を受けてきた。また近年では、政治的な影響により、コメの生産、輸出が大きく変動した例もある。本章では、近年のタイの農業、農政の動向について、主に報道及び統計資料に基づいて取りまとめる。まず2. で近年の政治・経済の動向を振り返り、現在の軍事政権が民主化のスケジュールを示したものの、総選挙の実施は2019年以降に延期されている状況を紹介する。一方、経済では、2014年のクーデター以降、軍政下でタイ社会が比較的平静に推移していることや、輸出や観光業が好調であること、農産物の作況が良好であったことから、タイの経済が、2016年から比較的好調に推移していることを示す。次に3. で農業の動向について、経済全体における第一次産業の位置づけを確認した後、主要農産物（コメ、トウモロコシ、キャッサバ、サトウキビ、アブラヤシ、天然ゴム）の生産と価格の動向を取りまとめる。4. では、タイの農業政策のなかでも特に重要なコメの価格・所得政策について、長期的展開も含めて近年の状況を整理する。また、農業保険に関する情報を整理する。5. では貿易統計に基づいて、近年の農産物輸出の動きを検討する。またコメの輸出価格については、主要な競争相手国であるベトナム、インドの輸出価格とほぼ収斂してきていることを示す。6. ではタイの農村開発政策における新しい動きとしてリゾートホテルと有機農業者のグループが連携している開発モデルの例を紹介する。

2. 政治経済の動向

(1) 政治動向

2017年1月に、100日間のプミポン前国王の民間の喪が明け（公務員は1年間）、新憲法は、国王の不在時における摂政の設置などに関する国王からの要求を取り入れて、2月に草案が国王に提出された。そして4月に新憲法が公布され、即時発効となった。そして同時に2018年11月に総選挙を実施する民政移管のスケジュールが示された。民主制移行プロセスの公表は、現在の軍事政権の外交関係に改善をもたらしている。8月にはプラユット首相がアメリカのティラーソン国務長官と会談し、10月にはプラユット首相が訪米してトランプ大統領と会談を行った。また12月にはEUの外務理事会が、選挙日程の公表などを評価して、FTA交渉の再開に向けて検討すると発表している。

一方、4月に行政裁判所は、インラック前首相からの、コメの担保融資制度に関する約350億バーツ¹の賠償金の支払いに対する前首相からの不服申し立てを却下した。また8月には、インラック首相が、担保融資制度に関する職務怠慢に関する判決の出る直前にドバイに国外逃亡した。その結果、判決は延期されることとなったが、9月には禁固5年の実刑判決が言い渡され、10月に確定した。

総選挙の実施をめぐることは、政党法の改正が新たな問題となっている。クーデター後禁止されていた政治活動の解禁へ向けて、2017年10月に政党法が改正された。しかし、政党の政治活動が解禁されていないなかで、180日以内の政党登録を求めるなど政党活動に制約の大きいものであり、既存の政党からの不満が大きくなった。そのため、12月に首相のNCPO(国家平和秩序維持評議会)議長としての強権で、新たに政党法が改正された。この法改正では、総選挙に向けた政党の手続き完了の期限が延期された。すなわち10月に改正された政党法では政党法が発効する2017年10月8日から180日以内に必要な手続きを終了することが求められていたが、これが2018年4月1日から180日以内に変更された。

しかしながら、この改正によりプアタイ党や民主党などの既存政党と、現政権が組織すると見られる新規政党との間で選挙準備の手続き期間に格差が設けられた。既存政党は2018年4月1日まで党員の再登録などの手続きに着手できないが、新規政党は3月1日から認められることとなった。新規政党が党員登録を早く開始できることから、この差は既存政党の党員獲得に不利をもたらすと考えられている。

また政党登録が4月1日から180日以内となったことは総選挙の日程にも影響を与えている。政党登録の終了後に総選挙を実施するのでは、選挙準備期間が短くなるという理由から、2018年11月に予定されていた総選挙の実施が難しくなったと考えられている。現時点ではタイの総選挙の時期は確定しておらず、2019年まで延期するとの副首相の発言も報道されている。

第1表 2016年～2018年2月のタイの政治動向

年	主な出来事
2016	1月 暫定首相が憲法草案否決でも2017年に総選挙実施と表明。 2月 憲法草案公表。 2月 米ASEAN首脳会議で対中国で協調できず。 2月 ASEAN外相会議で中国批判。 3月 新憲法草案完成。国民投票へ。非議員の首相就任の容認、上院議員の首相選出への介入などに、プアタイ党や民主党反発。 5月 ムーディーズがタイ経済のリスク要因として政情不安、家計債務、消費低迷をあげ、外国直接投資や経済状況にマイナスであることを指摘。 6月 ASEAN中国外相会合が南シナ海問題で決裂。 6月 プアタイ党による新憲法草案の国民投票監視センターの開設を警察が阻止。 6月 ミャンマーのスー・チー氏訪タイ。ASEAN重視の姿勢示す。不法滞在者抑止で首相と合意。 8月 新憲法草案の国民投票、約61%が賛成で正式承認へ。投票率は約55%。任命上院議員の首相選出権も賛成が約58%。 8月 前首相、コメ担保融資制度をめぐる職務怠慢について裁判で無実を主張。損失は倉庫の責任と釈明。 8月 首相が国家平和秩序評議会議長として、憲法44条によりバンコク知事の職務停止。 9月 新憲法修正案で、任命上院議員は新憲法公布後の5年に限って首相指名の投票権を有するが、首相候補を選出する権限は与えられない旨を憲法裁判所が審議開始。 10月 中国政府の要請で香港でも指導者の入国を拒否。 10月 憲法起草委員会が最終案を首相に提出。 10月 プミボン国王崩御。 10月 プレム前枢密院議長が暫定摂政に就任。 10月 首相がバンコク知事を解任。 11月 コメの担保融資制度で公務員6,000人に不正の疑惑ありと法務相が発表。 12月 ワチラロンコン新国王即位。プレム摂政が枢密院議長に就任。 12月 新国王による初の恩赦で3万人釈放。 12月 内閣改造。
2017	1月 プミボン前国王の民間服喪明け。 1月 新国王が新憲法の国王の権限条項に関して修正要求。国内不在時に摂政を置く条項の緩和を求める。 2月 国連人権理事会やアムネスティ・インターナショナルによる不敬罪に外務省が反論。 2月 新憲法草案を国王に提出。 4月 新憲法公布、即時発効。 4月 インラック前首相の、約350億バーツ賠償金支払いへの不服申し立てを行政裁判所が却下。 8月 プラユット首相がティラーソン米國務長官と会談。 8月 タクシン派ピースTVが30日間の放送停止。 8月 インラック前首相がドバイに国外逃亡。 9月 インラック前首相の担保融資制度に関する職務怠慢の罪で禁固5年の実刑判決。 10月 プラユット首相が訪米してトランプ米大統領と会談。 10月 タクシン元首相を不敬罪で起訴する方針を検事総長発表。 10月 インラック前首相の実刑判決が確定。 12月 北朝鮮との全貿易を停止していると首相発言。 12月 EU外務理事会が、選挙日程公表などを評価してFTA交渉再開に向けて検討すると発表。 12月 政党法が改正され、既存政党は2018年4月1日まで手続きができないため不利になる。 12月 2017年の経済成長が高成長の見通し。輸出、観光が好調。
2018	1月 総選挙が2019年1月か2月に延期との見通しを副首相が発言。 2月 逃亡中のインラック前首相の邸宅等の資産の差押えが発表される。 2月 市民グループによる選挙実施要求行動が拡大。

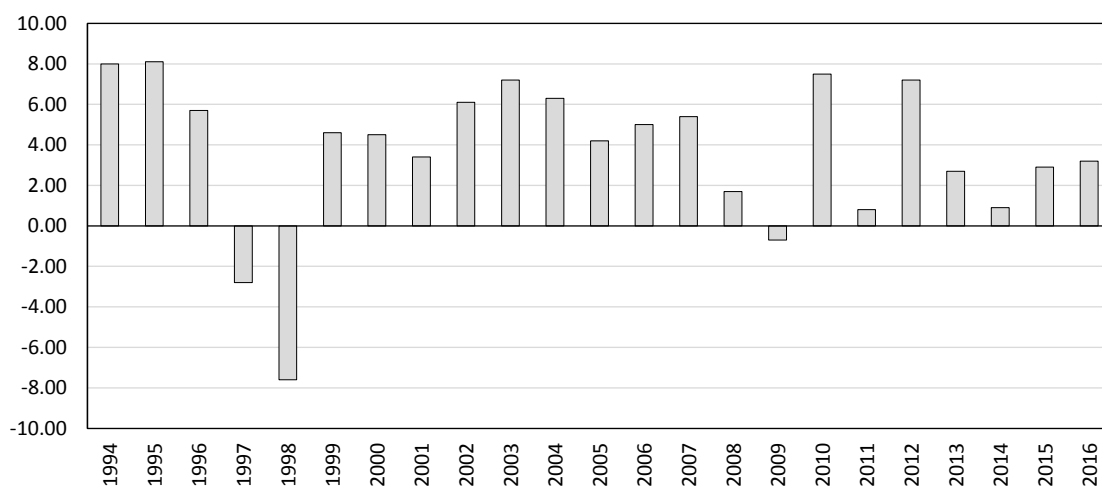
資料：各種新聞報道より筆者作成。

(2) 経済動向

1) 経済成長の動向

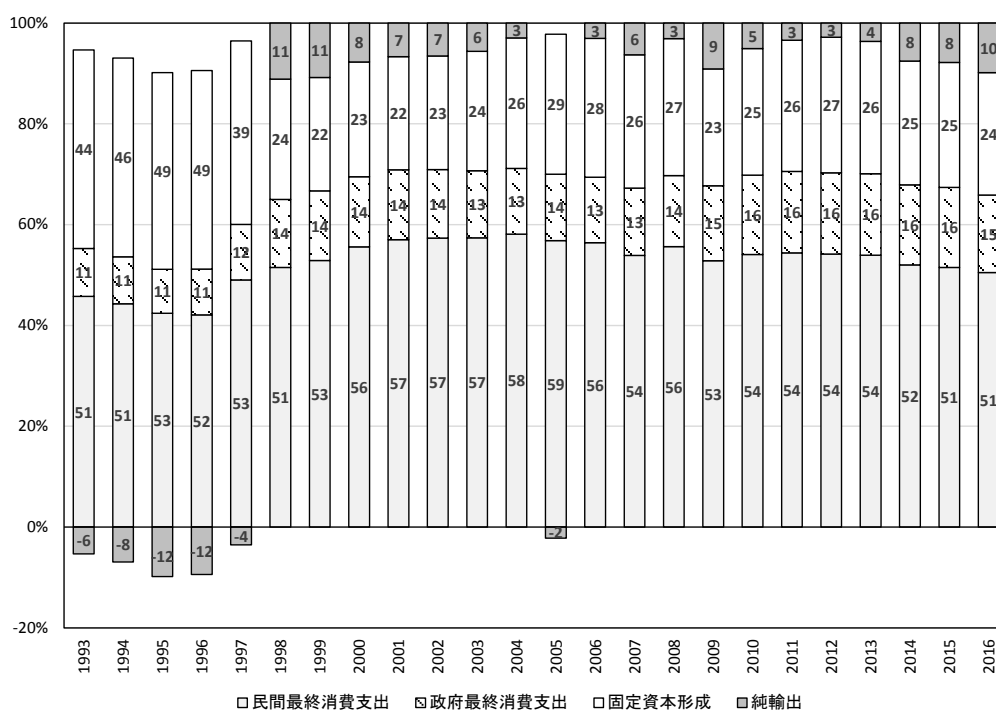
1997 年以前、タイ経済は海外からの大規模な投資を受けて空前の好景気を謳歌した（第 1 図）。しかし 1996 年に景気が急減速し、貿易収支が赤字に転換すると、1997 年 5 月からヘッジファンドが通貨バートを大量に売り浴びせた。タイの中央銀行はこの攻撃に防戦しきれず、バートは半年ほどでその価値を半減させた。海外からの資金は急速に流出し、株式と不動産の価格が暴落し、IMF の融資条件である財政支出の削減と金利引き上げにより、景気は急激に悪化した。

2002 年から 2006 年にかけては、タクシン政権下での経済拡張政策が効果をあげ、高い経済成長が継続したが、タクシン氏は 2006 年にクーデターで追放された。その後、タイ経済は、2008 年のリーマンショックにより輸出が急速に減少した時期にマイナス成長となった。この不況のあと 2010 年には成長率は回復したが、2011 年は中央部の大洪水により経済成長率は大幅に低下した。2012 年には洪水からの回復や、インラック政権による拡張的な経済政策がとられたことから、GDP 成長率は上昇した。その後は一転して、干ばつの被害や政治的混乱もあり、2013 年、2014 年と成長率は低迷した。ただし、2015 年以降は経済は比較的好調に推移している。その主な要因は好調な輸出である。2016 年では国内総支出の内訳のうち、純輸出は 10%に達している（第 2 図）。また総支出の成長率の半分以上を輸出が占めている（第 3 図）。



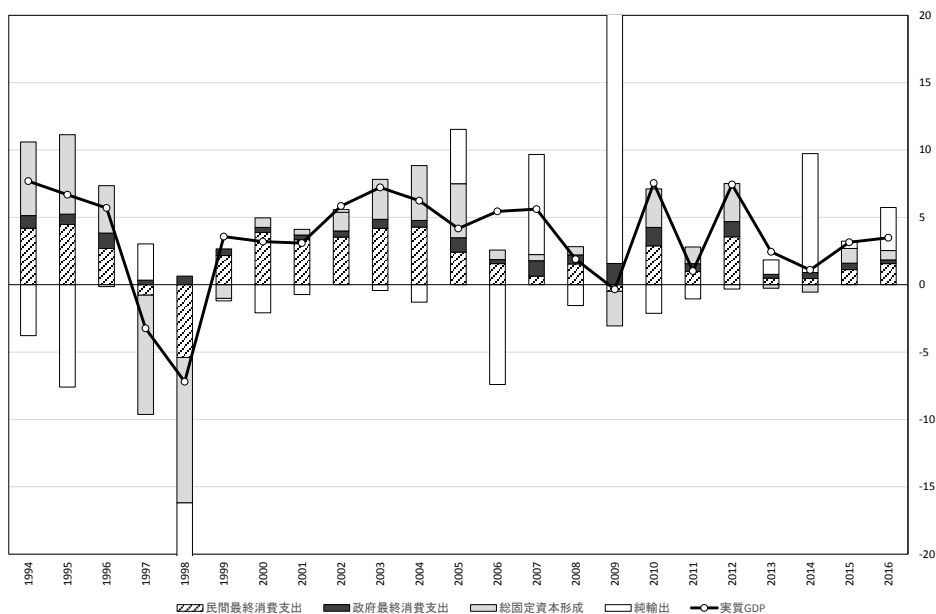
第 1 図 実質 GDP 成長率の推移（対前年，年率，％）

資料：NESDB 資料より筆者作成。



第2図 国内総支出の内訳の推移

資料：NESDB 資料より筆者作成。



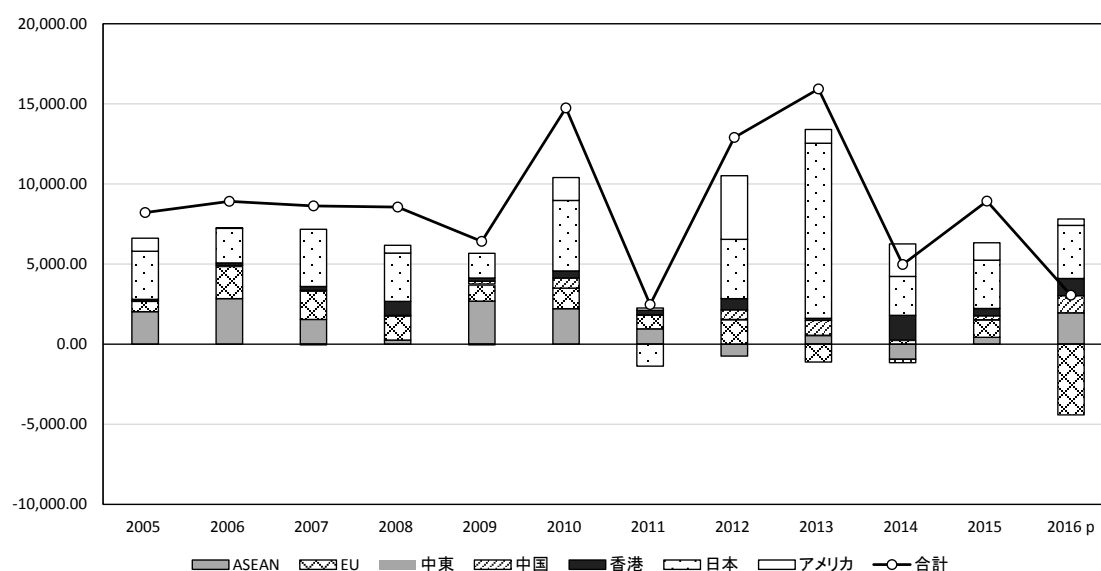
第3図 国内総支出成長率の内訳の推移 (%)

資料：NESDB 資料より筆者作成。

注. 内訳は、各項目の成長率に構成比を乗じて算出した。なお図中に収まりきらなかったが、アジア通貨危機時の1998年の純輸出の対前年成長率はマイナス42.3%の大幅減少であった。また同様に、2009年の純輸出の対前年成長率はリーマンショックの反動から19.1%の増加であった。

2014年のクーデター以降の軍事政権下において、デモは禁止され、国民の政治的活動は厳しく規制されている。軍部による暴力的な政権収奪と独裁的体制は、海外からの投資にはマイナスに影響すると考えられるが、当時深刻化した社会的混乱が沈静化したというポジティブな効果から、タイに対する外国直接投資の総額は、2015年は増加しており、2016年（暫定値）は、EUからの直接投資が減少する一方で、ASEAN諸国や中国からの投資が増加すると見込まれている（第4図）。暫定値

タクシン政権以降、急速に進展してきた外国との自由貿易協定の締結の動きは、クーデター発生により、拡大の機会を失うこととなった。EUとのFTA交渉も中断するなど、FTAという経済成長のための重要な手段が、現在失われている。また、2015年1月からは、EUの一般特惠関税制度（GSP）の規則変更に伴い、タイはGSP国の立場を失ったことから、タイの輸出産業はより厳しい国際競争条件の中におかれている。こうした状況下において、プラユット政権が民主制移行のスケジュールを示したことから、対EU関係にも改善が見られ、現在EUとのFTA交渉が再開されることが期待されている。



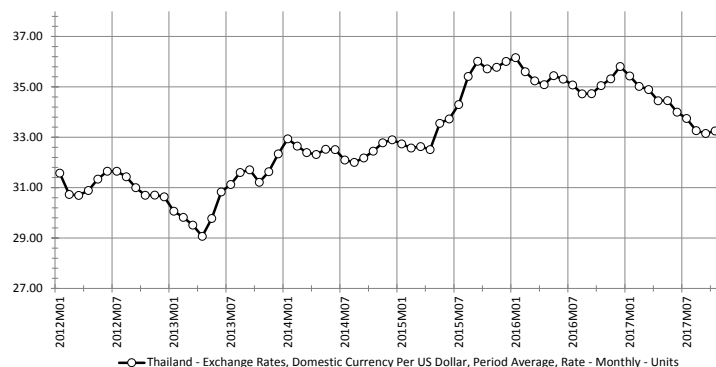
第4図 海外直接投資の動向（百万USドル）

資料：Bank of Thailand, EC_XT_057: Foreign Direct Investment Classified by Country

注. 全部門の海外直接投資の純増減（net flow of FDI）。正値は投資の増加に関わる各種取引が投資の減少に関わる各種取引よりも大きいことを意味する（負値は逆）。

2) 為替レート

近年の通貨バートの対USドルレートを見ると、2012年後半から2013年前半にまで1ドル29バート周辺までバート高が進んだが、2013年中盤から2015年半ばまで、1ドル32バート程度のバート安傾向で推移した。そして2015年に入ると、1ドル36バート水準まで、バート安が進み、2016年までバート安の状況が続いた。これは近年の好調な輸出の背景となっている。ただし2017年以降、バート高の傾向が高まっている（第5図）。

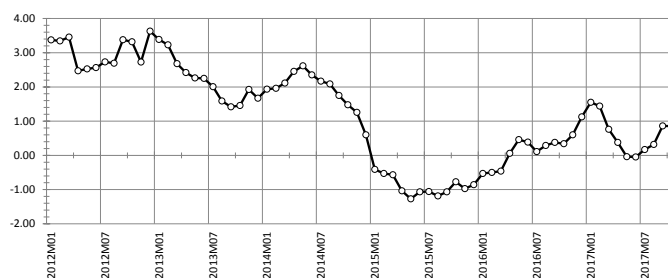


第5図 為替レート（タイバーツ/USドル）の推移

資料：International Financial Statistics, IMF より筆者作成。

3) 消費者物価指数

2015 年以降，タイの消費者物価指数は低下傾向を示している。2008 年に急激なインフレそして 2009 年の極端な物価低下，さらに 2009 年第 4 四半期以降の急激な回復という乱高下を経験した後，4%を超えるインフレ率が継続した。しかし 2011 年の洪水以降，2012 年の上半期には，インフレ率は低下した。さらに 2013 年以降，消費者物価指数の上昇率は低下し，特に 2015 年から 2016 年にかけて，対前年同期比で，マイナスを記録している（第 6 図）。

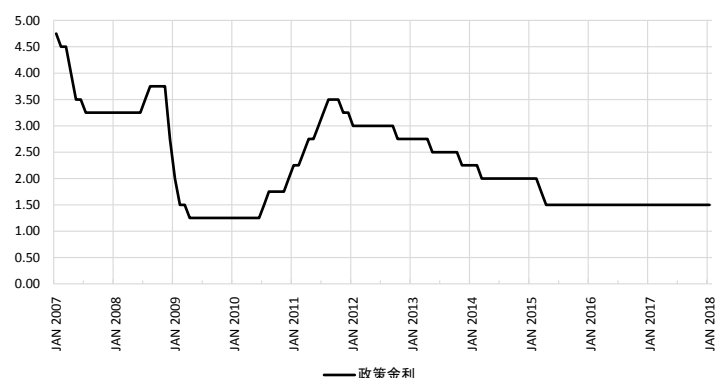


第6図 消費者物価指数の対前年同期変化率（%）

資料：International Financial Statistics, IMF.

4) 金利

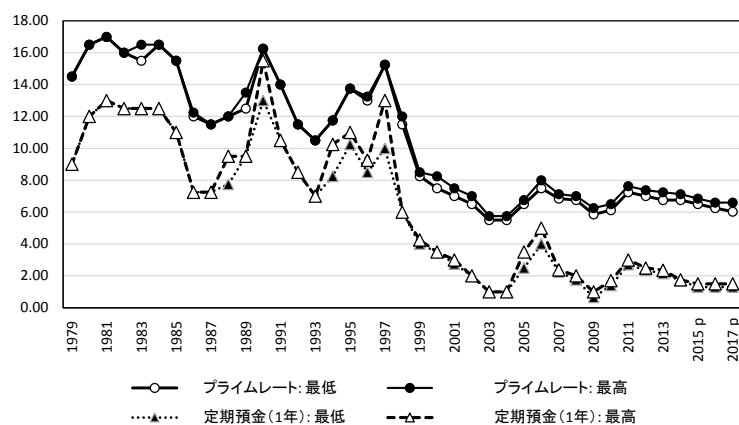
タイの政策金利（翌日物レポ金利）は，2011 年 8 月のインラック政権以降，2013 年まで引き下げが続いている（第 7 図）。2014 年はクーデター後も金利は 2%に据え置かれ，さらに 2015 年以降は，1.5%に据え置かれている。それにあわせて市中金利は，歴史的に見てもかなり低い水準で推移している（第 8 図）。



第7図 政策金利（翌日物レポ金利）（％／年）

資料：Bank of Thailand.

FM_RT_001_S2：Interest Rates in Financial Market(2005- present)



第8図 市中金利の長期動向(%)

資料：Thailand's Macro Economic Indicators, Bank of Thailand.

EC_EI_027：Thailand's Macro Economic Indicators 1/

5) 財政

2018年度（2017年10月～18年9月）予算は、歳出が2兆9,000億バーツ、歳入が2兆4,500億バーツで、450億バーツの国内借入れを行う赤字予算となった。これは14年連続の赤字編成である。各省別では、教育省が最大の5,100億バーツ（歳出総額の17.6%）、内務省が3,500億バーツ（12.1%）、財務省が2,300億バーツ（7.9%）、国防省が2,200億バーツ（7.6%）がそれぞれ割り当てられている。

一方、2018年度の収入は、3.4%増の見通しである。なお、9月には改正物品税法が施行された。全体的に税率が引き下げられたが、課税標準が工場出荷価格から希望小売価格に変更されたため、実質的な課税額は増加している。

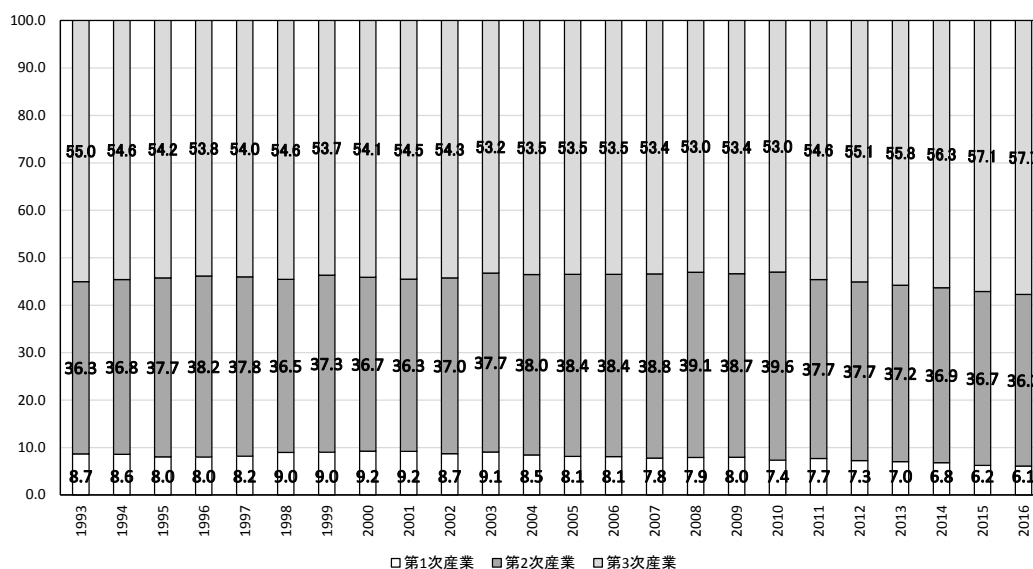
なお加糖飲料やアルコール飲料、たばこといった品目の税率は引き上げられており、税収拡大と同時に消費抑制がはかられている。

3. 農業の動向

(1) 経済全体における農業

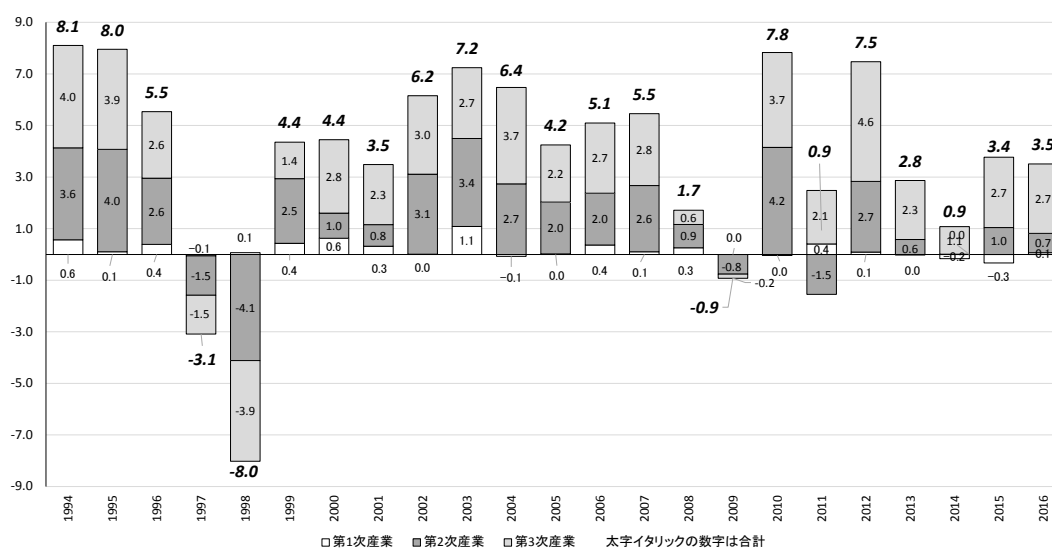
タイ経済において第一次産業は長らく重要な地位を占めてきたが、近年は、徐々にそのシェアを低下させている。1998年のアジア通貨危機の際には、パーツの下落から農産物の輸出額が伸張し、第一次産業がGDPに占める比率はその後9%を超える割合の年が続いた。しかし2000年には9.2%を占めていた同比率は、タイの非農業部門の経済が拡大する中で徐々に低下を続け、2016年には6.1%まで低下した(第9図)。

経済成長への寄与度で見ると、近年では農産物価格の好調だった2008年には、他産業がリーマンショックの輸出減から停滞し、全体のGDP成長率が1.7%にとどまったうちの0.3%を第一次産業が占めており、この時期については、同産業部門の成長の重要性が相対的に高まった(第10図)。しかし2016年では0.1%と小さくなっている。



第9図 GDPに占める産業別比率の推移(%)

資料：NESDB資料より筆者作成。



第10図 GDP成長率への寄与度の推移 (%)

資料：NESDB 資料より筆者作成。

注. 寄与度は、各産業の伸び率にその構成比を乗じたもの。寄与率は、寄与度を全体の伸び率で除したもの。以下の計算式による。

全体を T としその内訳部分を P としたとき

$$P \text{ の寄与率} = \text{内訳部分の } P \text{ の増減 } (\Delta P) \text{ 変化} / \text{全体の増減 } (\Delta T)$$

$$= (\Delta P / T) / (\Delta T / T)$$

$$= (\Delta P / P \cdot P / T) / (\Delta T / T)$$

$$= (\text{内訳部分の } P \text{ の伸び率} \times P \text{ の構成比}) / \text{全体 } T \text{ の伸び率}$$

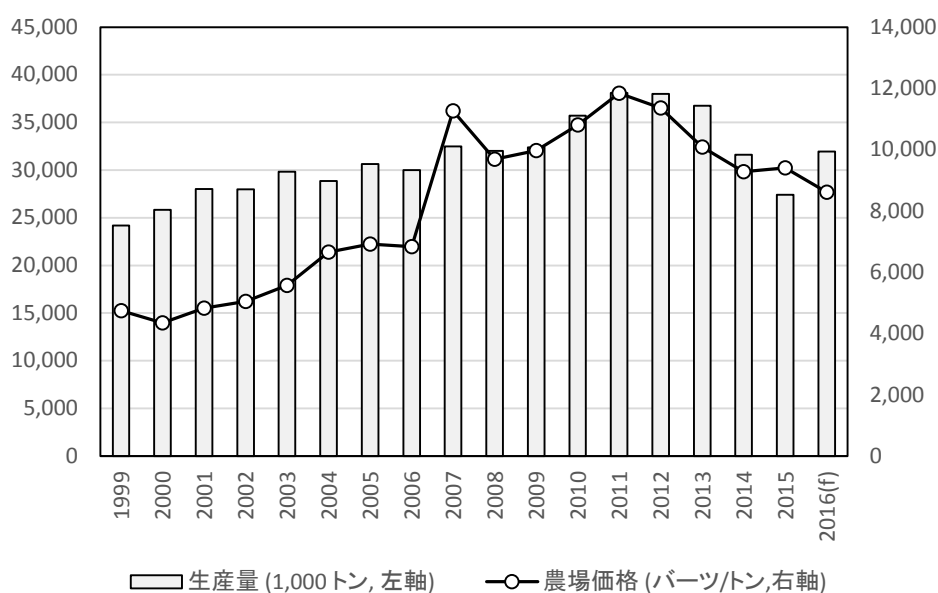
ここで、(内訳部分の P の伸び率 × P の構成比) を寄与度と言う。寄与率はこれを百分比で示したもの。

(2) 主要作物の生産と価格の動向

以下では、長期的な数値が使用可能な Agricultural Statistics of Thailand の資料を用いて主要農産物の生産量と農場価格の動向を紹介する。

1) コメ

近年のタイのコメ生産量に大きな影響を与えているのは、政府による介入政策と、洪水、干ばつである。コメの農場価格(全体)はインラック政権による担保融資制度が実施された初年である 2011 年に 12,127 バーツ/トンと史上最高水準となった。しかし 2014 年には 9,000 バーツ/トンを下回るまで低下した。一方、生産量は 2011 年に 3,800 万トンまで増加した後、急速に減少した(第11図)。特に 2014 年、2015 年の干ばつによる影響も大きい。2016 年には米の総生産量は復調している。

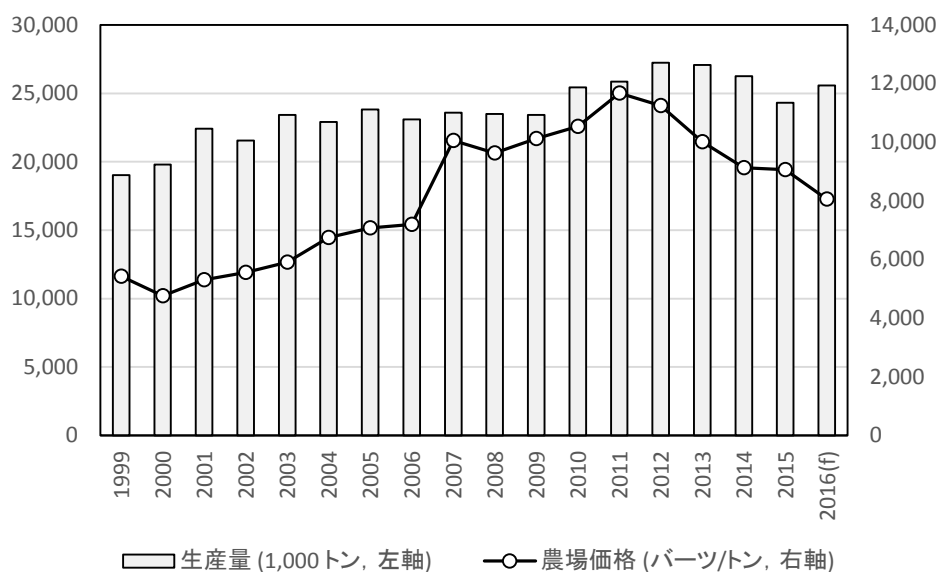


第 11 図 コメ（雨季作＋乾季作）の生産量と価格

資料：Agricultural Statistics of Thailand.

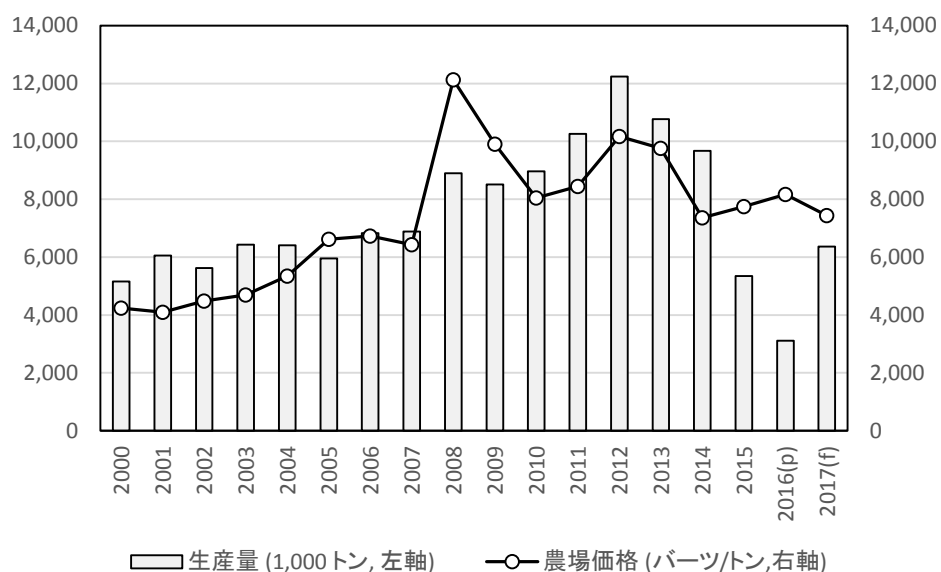
注．図中の f は予測値を示す（以下の図についても同じ）．

雨季作の動向は、コメ全体の動きとほぼ同様であり 2011 年に価格は最も上昇し、生産量も当時の史上最大となった（第 12 図）。そして 2015 年には干ばつから生産量が低下したが、価格が低下した 2016 年には、雨季作の生産量は回復している。一方、乾季作は政策の影響をより強く受けている。乾季作米の価格水準は、2008 年の国際市場における価格急騰時の水準こそ下回っているが、2011 年に開始されたインラック政権の担保融資制度により 2012 年、2013 年の乾季作の価格は高い水準となり、生産量も最大となった。そして担保融資制度が廃止された 2014 年以降、干ばつの影響で作付けが制限されたこともあり、2015 年の生産量は約 400 万トンと 2012 年の 1,200 万トンに比べておおよそ 3 分の 1 にまで低下した。2016 年には、水不足による作付けの制限や他作物への転作により、さらに 300 万トンにまで低下した。ただし、降雨に恵まれて貯水量が増加したことから、2017 年には乾季作の作付けは急増し、収穫量は 600 万トンまで回復している（第 13 図）。



第12図 雨季作米の生産量と価格

資料：Agricultural Statistics of Thailand.



第13図 乾季作米の生産量と価格

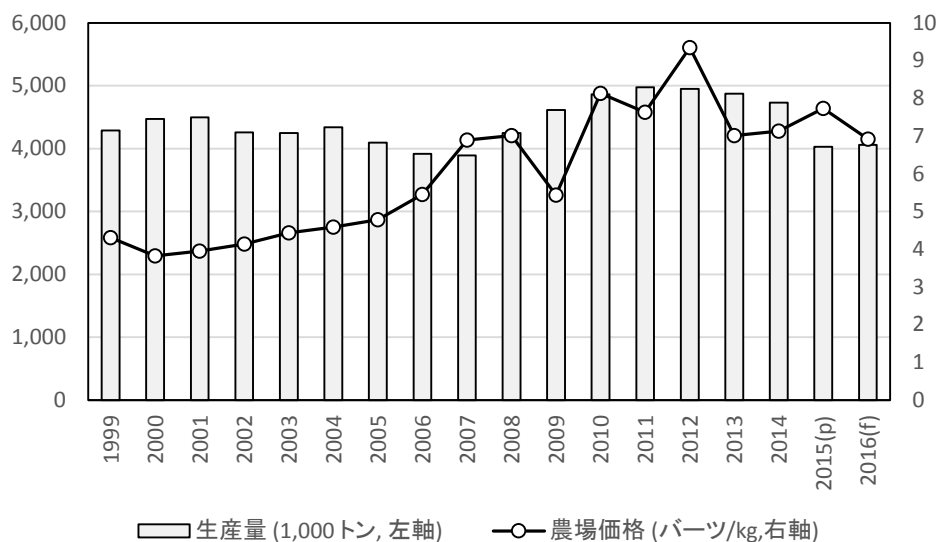
資料：Agricultural Statistics of Thailand.

注：図中の p は速報値を示す（以下の図についても同じ）。

2) トウモロコシ

タイの飼料需要は堅調であるが、トウモロコシの農場価格は2012年に9.34 バーツ/kgの高値を記録して以降、近年は7ドル程度まで低下している。その結果、作付けが減少し、ト

ウモロコシの生産量は 2011 年の 497 万トン进行ピークとして、2016 年まで緩やかに減少している（第 14 図）。

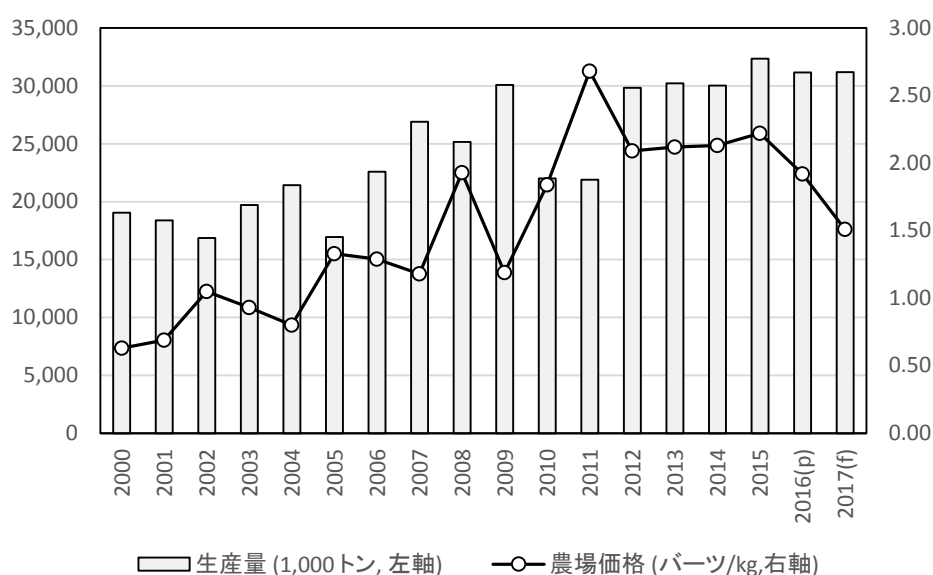


第 14 図 トウモロコシの生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

3) キャッサバ

キャッサバの価格は、生産量の減少により 2010 年に 2.68 バーツ/kg の高値を記録した。その後、生産量は回復し、3,000 万トンを超えて推移している（第 15 図）。しかし、2015 年 9 月、中国がトウモロコシの在庫処理を進めるため、エタノール製造工場に、中国産トウモロコシを原料として使用することを義務づけた。そのため、エタノールの原料として輸入されていたタイ産キャッサバが、中国産トウモロコシに代替された。また、中国で、飼料原料用のキャッサバに対する厳しい残留農薬検査が実施されたことから、中国向けのキャッサバ輸出が急減した。こうした事情から、2012 年から 2015 年ごろまで、2 バーツ/kg 程度で推移していたキャッサバ価格は、2016 年以降低下し、2017 年には 1.5 バーツ/kg まで値下がりしている。加えて、タイ国内の干ばつのため、生産量も 2015 年に比べて減少した。そのため、キャッサバの総生産額は、2017 年には大幅に減少すると見込まれている。



第15図 キャッサバの生産量と価格

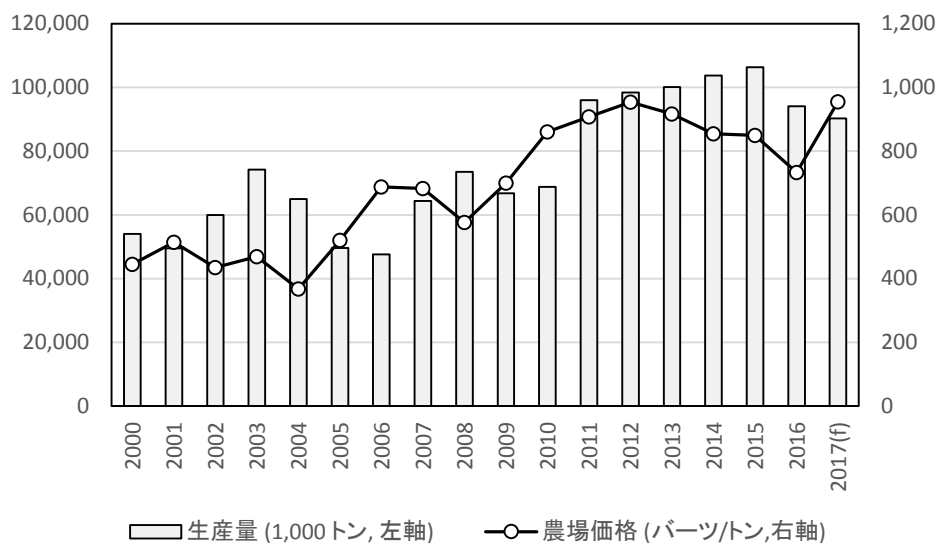
資料：Agricultural Statistics of Thailand.

4) サトウキビ

サトウキビの生産量は、コメからの転換が政府によって奨励されてきたこともあり、2015年まで増大を続けた。しかし干ばつの影響から、2016年以降、サトウキビ生産量は減少している（第16図）。価格は2012年をピークとして、2016年まで低下傾向にあったが、不作の影響で2017年には反転して上昇している。なお、2017～18年収穫期のサトウキビ収穫量は、コメからの転作や降雨の状況から、さらに増加して、過去最高の1億1,000万トンになるとの見通しが工業省サトウキビ・砂糖委員会事務局から発表されている（ポストトゥデー紙2018年2月19日）。

なおタイでは、1984年に定められた「サトウキビおよび砂糖法」により、各工場への生産割当や砂糖価格が、サトウキビ・砂糖委員会によって定められてきた。しかし、2016年3月、ブラジルが、現行のタイの砂糖制度が国際価格を低下させているとして、世界貿易機関（WTO）に提訴する構えを示したことから、これを回避するため、2017年12月に砂糖制度の大幅な変更を行った。

従来、砂糖の生産は、国内消費用砂糖、政府輸出用砂糖（タイサトウキビ・砂糖公社を通じた輸出用砂糖）、民間輸出用砂糖（工場別の契約による「民間の」輸出用砂糖）の3種類に分けて、各製糖工場に生産量を割当てて行われてきた。そして各分類の砂糖の価格は、サトウキビ生産者と製糖工場の収益分配方式に基づいて、サトウキビ・砂糖委員会により毎年度決められてきた。しかし、新制度の下で今後は、国際価格（ロンドン市場価格）にタイ国内の販売コストなどを加味して決定される価格となる。また、政府は2009年からサトウキビ・砂糖基金に拠出するため、1kg当たり5バーツを加算しているため、消費者は市場価格を上回る価格での購入を余儀なくされていたが、この拠出金も廃止された。

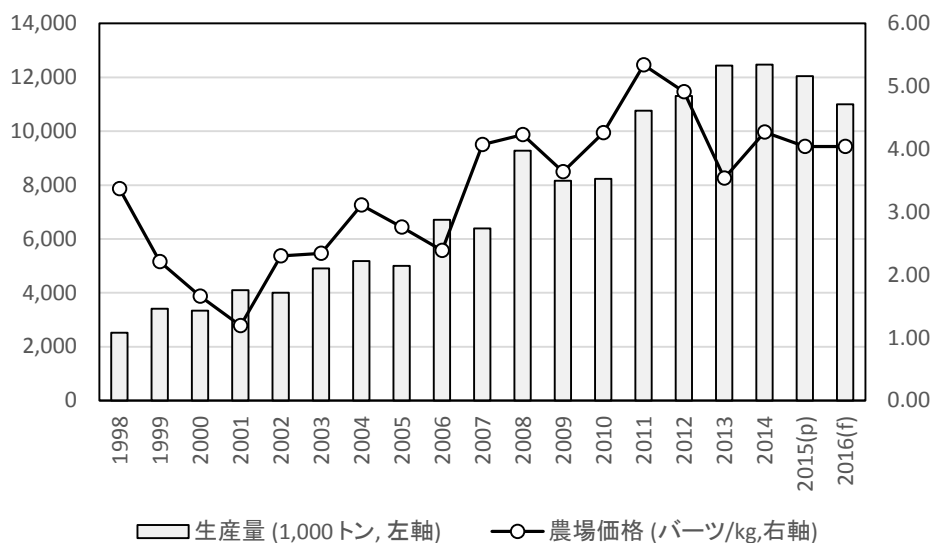


第16図 サトウキビの生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

5) アブラヤシ

世界的なパーム油需要の増大により、アブラヤシ果実の価格は2011年の5.34 バーツ/kgにまで上昇した(第17図)。しかしその後、供給量が増加したため、2013年にはアブラヤシ果実の価格は、3.54 バーツ/kgまで低下した。一方、アブラヤシは多年生作物であり、価格が低下しても生産量の増加は続いたため、2014年には1,200万トンを超えた。2015年以降も価格水準は低いため、供給過剰状態と考えられている。ただしアブラヤシ果実の生産量は、2015年から減少し、2016年には1,100万トンまで減少している。



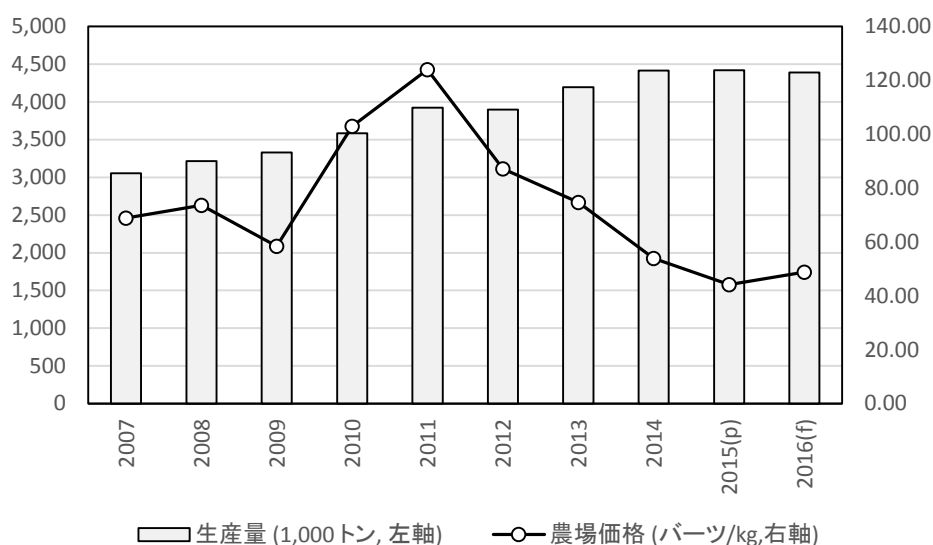
第17図 アブラヤシ果実の生産量と価格

資料 : Agricultural Statistics of Thailand.

6) 天然ゴム

アジア地域では、特に中国における自動車市場の拡大を背景として、タイヤ用のゴム需要が急増した。この需要増に牽引されて、天然ゴムの価格は2010年と2011年に急上昇した(第18図)。こうした価格上昇を受けて、作付面積が拡大し、2012年以降、天然ゴムの生産量は急増した。一方、タイのみならず中国などでも供給が増大したため、2012年以降、天然ゴムの価格は急速に低下し、2015年の価格は44.17 バーツ/kg と2011年の124 バーツ/kg の3分の1程度になった。

ゴム農家がこの価格低下への対策を求めたため、政府は2016年1月に、10万トンの買付けを実施した。さらに2017年12月には、プラユット首相が議長をつとめる天然ゴム政策委員会が、ゴムを購入・保管する事業者に対して200億バーツの優遇融資を実施することを承認している。この優遇融資は金利6%のうちの3%を政府が負担するもので、6億バーツの支出が見込まれている。また政府機関、国営企業が、未消化の予算を用いて、天然ゴム(ラテックス)を購入して、道路や運動場の建設に使用する事業を発表している。この事業の総額は127億バーツと見込まれる。



第18図 天然ゴムの生産量と価格

資料: Agricultural Statistics of Thailand.

注. 2016年版は2015年版と数値が大幅に入れ替わっている。そのため2007年以降の数値はすべて2016年版に従う。

4. コメの価格・所得政策の展開と概要

(1) タクシン政権以前の歴史的展開：農業搾取的（価格抑制的）政策期

タイは19世紀からコメの輸出国として知られていた。このコメ輸出は華人のネットワークに支えられており、国家による介入は大きなものでは無かった。タイ国家がコメの輸出に介入する契機となったのは、日本軍による中国進出であるという。1930年代に中国に進出した日本軍がタイ米を求めても、華人系企業が販売を行わなかったことから、タイ政府は国営のタイライス社を設立した。同社は当時バンコクの70の精米所のうちの50を傘下におさめ、コメ輸出に大きな影響を与えていた（重富 2015）。第二次大戦後、日本の同盟国と見なされたタイは、連合国への賠償としてコメ150万トンが無償で供出する義務を負った。そのためタイ政府はコメ購入庁 **Rice Purchasing Bureau (RPB)** を設立して、入札によりコメを調達した。またイギリス食糧庁の出先機関(**Siam Rice Unit**, 後に **Siam Rice Office**) がタイからのコメ輸出を管理した。賠償米の供出が終了した後も、コメ輸出の国際管理と国家管理は継続したのである。

その後、国際米価が低下し輸出の利益が上がらなくなったために、1955年から輸出課徴金（ライスプレミアム）を徴収することで民間によるコメ輸出を解禁した（重富 2015）。そして、第2表に示されているように、1950年代以降1980年代前半まで、実質的には1975年にスタートした政府機関による買い付け介入を除いて、政府の市場介入はコメの価格を抑制する方向に機能していた。

1980年代以降、タイのコメに関する価格・所得政策は、価格抑制的な政策から価格支持的な政策へと変化する。この変化は、ライスプレミアムの廃止（1986年）を画期とし、1980年代半ばにはコメの国内価格に対する抑制的な政策は、ほぼ撤廃された（重富 2009）。逆に、コメの国内価格支持的な政策、つまり農業保護的な政策は1980年代から拡大してきた。元来は輸出量を管理する政策であった輸出クォータ政策も、実効上の意味を、輸出奨励的なものに変質した（重富 2009）。政府機関による公定価格での買い付け制度は1966年に始まったが、実際に機能するようになったのは1970年代半ばであり、買い付け量が増えるのは、1980年代に入ってからであった（重富 2009）。そして本来は収穫期の価格暴落を防ぐための価格安定化政策であった担保融資制度（質入れプログラム）は、2001年に発足したタクシン政権下で、融資価格水準が引き上げられたことから、コメの価格支持政策としての性格を強めた。

第2表 タクシン政権期までの主な市場介入制度

制度の効果	制度名	制度設置	制度廃止
価格抑制的	ライスペミアム	1954年12月	1986年1月
	輸出税	1952年	1985年末
	政府への強制販売	1960年	1982年5月
	輸出クォータ ¹	1974年	1978年
価格支持的	輸出クォータ ²	1984年	1986年
	政府機関による買い付け介入	1966年（実質的には1975年）	質入れプログラムに継承
	質入れ	1982年	2009年 ³

資料：重富 2009, 表 1 より引用。

注 1) 輸出実績に応じて配分。輸出抑制が目的。

2) 輸出商の在庫量に応じて配分。輸出商のコメ買い付けを奨励するため。

3) 所得保証制度におきかえられた。

(2) タクシン政権から現在まで：農業保護政策期

タクシン政権以降の、いずれの政権においても、コメ政策は重要政策と位置づけられてきた。政策展開の経過を辿ると、2001 年から 2006 年のタクシン政権では、担保融資制度が拡充され、それまでの収穫期の価格低下の抑止から、価格支持による所得再配分へと、実質的な政策目的が変更された。その後、スラユット政権下で融資価格の水準や契約数量は縮小した。しかし、タクシン派のサマック政権下で、再び融資価格が引き上げられ、契約数量も増加した。その結果、財政支出は増大した。2008 年のタイ政府による WTO への通報では、デミニミス条項が適用されるとしてコメの AMS は総 AMS には算入されなかったものの、コメの AMS は 296 億 5,411 万バーツであり、総 AMS の約束水準 190 億 2,848 万バーツを超過していた。民主党政権時のアピシット政権では、農家所得保証制度という名称で、保証対象の上限量を設定した不足払い政策が実施された。この政策についてタイ政府は生産量にリンクしていない政策であり、WTO 協定上問題はないと主張していた。しかし、実際の支払額は生産量にリンクしていると考えることも可能であり、その場合、この政策は WTO 協定上の黄色の政策と見なされ、約束された AMS の水準を超える可能性もある。実際のところ 2009 年～2013 年の期間については、WTO への補助金通報は行われていない。

2011 年に登場したインラック政権では、前政権の所得保証政策を廃止し、担保融資制度を復活させた。これは実質的には、市場価格よりも 40%程度高い水準でのコメの買い取り制度に他ならなかった。この制度の下で政府が融資価格より安い水準でコメを輸出すれば実質的な輸出補助金とみなされるおそれもある。そのため、政府によるコメ輸出は停滞し、融資に回す資金も急速に枯渇した。そして同制度は 2 年で破綻に至った。2014 年にクーデターを起こして政権に就いた現在のプラユット政権は、同年 5 月のクーデター直後に担保融資制度を廃止した。一方で、この制度廃止への対応として、地代や肥料・農薬価格、作業請負料金の引き下げを地主や関連業界に求めた。

第3表にまとめたように、タクシン政権以降の政権は、農業保護政策を実施してきているが、その規模は拡張と縮小を繰り返している。

第3表 タクシン政権以降のコメ政策の展開

年	政権とコメ政策
2001 ～06年	タクシン政権 担保融資（価格支持）拡大（融資価格引上げ、契約数量拡大）
2006 ～07年	スラユット政権 担保融資の縮小
2007 ～08年	サマック政権 担保融資の再拡大 （融資価格引上げ、契約数量拡大）
2009 ～11年	アピシット政権 所得保証政策への転換 （保証上限付き不足払い政策、市場メカニズムの活用）
2011 ～14年	インラック政権 所得保証政策を廃止して担保融資制度を復活 （高い融資価格、融資契約の上限は無し）
2014年 ～現在	プラユット政権 担保融資制度を廃止して、稲作農家への保護を縮小 一時金の支払いと農場担保融資制度の導入

資料：筆者作成。

（3） 近年の動き：2014年クーデター以降のコメ政策

現在のプラユット政権は、2011/12 作物年度から 2013/14 作物年度の担保融資制度で発生した損失を 5,810 億バーツ（約 160 億 US ドル）と発表している。タイ政府はこの債務の返済のために長期債を発行する必要がある。そしてタイ政府の現在の財務状況から見て、近い将来に再び大規模な担保融資制度を実施することは困難と考えられている（Welcher 2017）。現政権下ではコメ価格に対する支持政策は、農場担保融資制度として継続している。しかし現在の制度は、実際の支持価格の水準は低く、契約数量も小さいため、政府のコメの在庫量は縮小している。

1) 2014/15 作物年度の政策

2014年6月、クーデター政権は、インラック政権の下で累積した政府在庫米の実際の在庫量と品質の検査を表明した。同時に、政策実施のコストと管理上の問題から、コメの担保融資制度も、民主党政権下で実施された所得保証政策も行わないと表明した。しかし実際にはプラユット政権下でもコメに対する政府の介入は継続している。2014年のクーデター後、担保融資制度は廃止され、稲作農家への保護は一気に縮小した。しかし、その年の11月には、早くも一時金の支払いという形で、農民への直接的な現金支給が行われた。その際に支払われた総額は、アピシット政権時の農家所得保証制度による支払額に近い水準となった。

また、2014年11月、政府は農場担保融資制度（「もみ米売却延期のための農民融資」）を行うと表明した。この農場担保融資制度は、農家が収穫したコメを自分の農場に保管して、出荷を遅らせることを条件に、保管米を担保とした融資を行う制度である。対象となったのは香り米ともち米であり、この2種類のコメの農家出荷価格の安定を目的としている。

しかしこの2014/15作物年度の農場担保融資制度の契約数量は、政府が予想したよりもはるかに少ない量となった。この理由は主に、融資価格が16,400 バーツ/トン（約469USドル/トン）と、前政権での融資価格（20,000 バーツ/トン（約571USドル/トン））よりも低かったことによる。加えてコメの市場価格が上昇していて、融資価格とほぼ同じ水準に近づいていたため、制度に参加するメリットが実質的になくなっていた（Welcher 2017）。一方で、2013/14作物年度の乾季作米（2014年に生産された乾季作米）の担保融資制度の停止と、政府在庫米の売却の継続は、タイ国内のコメ価格を抑制し、タイ米の競争力を上昇させた（同）。

2) 2015/16 作物年度の政策

プラユット政権下において農業に対する政府支援は徐々に拡大した。2015年8月には、地域コミュニティの振興支援などを目的とする基金である、7万9,000の農村基金に対して、1基金当たりの予算が100万バーツに引き上げられることが発表された。そして2015年産（2015年11月～2016年2月に収穫された雨季作米）のコメに対しては、総額400億バーツの支援策が実施された。これには、農家債務に対する利子補給と農場担保融資制度が含まれた。後者は、コメ収穫時に価格が低下することを抑制するという目的で、2015年産の香り米200万トンを対象に、農場からの出荷を3ヶ月程度遅らせる農家に対して14,000バーツ/トン（ただし支払額の上限は1戸当たり30万バーツ）を支給するものである。加えて保管料名目で1,000バーツ/トンが支給された。

3) 2016/17 作物年度の政策

2016年6月14日、タイ政府は、精米またはもみ米の備蓄を奨励することにより、2016/17作物年度のコメ価格の安定化を支援するため、68億バーツ（1億9,300万USドル）の予算を承認した（Welcher 2017）。

そのほか、2016/17作物年度の「稲作農家支援対策」の下での、干ばつ被害農家への直接支払いのための資金として45億バーツ（13億USドル）が承認された（6月21日）。このプログラムでは農家は農業・農業協同組合銀行BAACへの債務を利率3%で2年間延長できることとなった。

そして、民間の作物保険を購入した農家は、自然災害による損害に対して政府から部分的に補助を受けることができることとなった。この保険プログラムは2011年にパイロット事業として導入され、合計20万haの稲作農家が対象となっている。民間の保険会社が業務を担当している。作物保険は洪水、干ばつ、低温、火事、暴風雨、雹、病害による損害をカバーしている。保険料は、低リスク地域では130バーツ/ライ（約23USドル/ha）²で、高

リスク地域では最大 510 バーツ/ライ (約 91US ドル/ ha) となっている。この保険を購入した農家は保険料として、彼らのリスクに応じて 60~100 バーツ/ライ (約 11~18US ドル/ ha) を支払う。ただし財務省が 70~410 バーツ/ライ (約 13~73US ドル/ ha) を補助する。加えて BAAC が 10 バーツ/ライ (約 2US ドル/ ha) を補助する。

また 2016 年 10 月、政府は収穫と収穫後の処理の費用として、すべての農家を対象に 2,000 バーツ/トンの直接支払いを承認した。また 2016/17 作物年度の農場担保融資制度の参加農家に対しては収穫米の保管費用として 1,500 バーツ/トン (もみ米) (43US ドル/トン) を支払う。また 2016/17 作物年度の農場担保融資制度の対象は、ホムマリ香り米ともち米から、普通米とパトゥンタニ香り米にも拡張された。ただし融資価格は市場価格よりも低く、ホムマリ香り米ともち米で 9,500 バーツ/トン (271US ドル/トン) , 普通米で 7,000 バーツ/トン (約 200US ドル/トン) , パトゥンタニ香り米で 7,800 バーツ/トン (約 223US ドル) と設定された (いずれももみ米) 。

このプログラムが目標とする対象数量は、香り米ともち米をあわせて 200 万トン及び普通米とパトゥンタニ香り米をあわせて 100 万トンである。これは、2016/17 作物年度の雨季作米の生産量の約 10%に相当する。

さらに政府は収穫の最盛期である 11 月と 12 月の間のコメ保管に対するより多くのインセンティブを供給することに同意した (2016 年 10 月)。「農場担保融資制度」に参加している農家に対しては、香り米あるいはもち米を保管した場合、直ちに 1,000 バーツ/トン (29US ドル/トン) を現金で支払った。これはコメが市場に販売されて初めて 1,500 バーツ/トンを受け取るという以前の仕組みとは異なっている。一方、利子補助プログラムに参加している精米業者/流通業者と農民組織が 4~6 ヶ月間、収穫米を保管した場合、3%の利子補助が受けられると発表されていたが、この利子補助は 4%に増加された。この政策の目的は、精米業者/流通業者が 800 万トン、農民組織が 250 万トンのコメの出荷をそれぞれ遅らせるよう奨励することであった。

4) 2017/18 年度

2017 年 9 月、タイ政府は、総額 872 億バーツ (約 2,900 億円) のコメ農家支援策を閣議承認した。この支援策は、収穫したコメの販売を遅らせる農家に補助金や融資を供与することで、コメ価格を下支えし、農家の所得向上に結びつけることを目的としている。報道によると、予算のうち 335 億バーツが保管したコメを担保とした融資、537 億バーツが補助金に充てられる予定であり、コメ農家 370 万世帯が恩恵を受けると見込まれる。

補助金は、自宅の納屋などにコメを保管する農家に 1 トン当たり 1,500 バーツを支給するほか、すべてのコメ農家を対象に収穫手当及び品質改善手当として、1 トン当たり 1,200 バーツ (1 世帯当たり最大 1 万 2,000 バーツ) を支給する。支給は BAAC を通じて行われる。

(4) 農業保険

1970年代からタイでは様々な農業保険が検討されてきた。1978年には綿花農家を対象とした損害保険が行われた。また1990年には政府がトウモロコシ、ソルガム、大豆を対象とした損害保険を導入した。しかしこれまでのところ、保険料は、損害支払の金額を下回っており、成功しているとはいえない。伝統的な作物保険では、情報の非対称性、モラル・ハザード（保険に加入していることにより、リスクをとまなう行動が生じる）、逆選択（リスクの高い加入者が増加する）、高い監視・運営費用などの問題が指摘されており、制度の設計が十分に検討される必要がある。現時点においては、タイにおける作物保険はあくまで任意のものであり、保険プログラムの開発の初期段階と考えられている（Hnin Ei Win 2016）。しかし今後、政府がコメの価格支持制度を縮小する中で、保険はより重要な制度となっていくことも考えられる。以下に既に長期間実施されている2つの保険、干ばつ保険と天候インデックス保険を紹介する。

1) 干ばつ保険 (Oxford Business Group (2016)による)

2007年にBAACが、商務省保険局、タイ損害保険協会（GIA）と共同で開発したパイロット的な農家向けの干ばつ保険を発売している。この保険は、干ばつのためにトウモロコシの収量が低下した場合に、保険金を支払う仕組みである。東北部ナコンラチャシマ県パクチョン郡の35の農家が契約したとされる。

2014年に導入された干ばつ保険では、初年度におよそ80万ライ（約12万8,000ha）が加入した。2015年には、政府は年間に約4億7,600万バーツの支出を表明した。2015年の保険加入は前年度からほぼ倍増し150万ライ（約24万ha）となると報道された（タイの総農地面積は6,300万ライ（約1,010万ha））。

保険料は農家と政府で負担する。支払額は地域のリスクによって変動する。農家は1ライ当たり60～100バーツ（1.81～3.01USドル）の保険料を支払い、同時に政府は64～383バーツ（1.93～11.53USドル）を負担する。保険金の支払いにも政府の補助があり、1ライ当たり総額2,224バーツ（66.94USドル）のうち、政府が1,111バーツ（33.44USドル）を支払う。BAACはこの保険の販売のために、期日内の保険料支払いに対する割引も用意している。

2) 天候インデックス保険

天候保険は、気温や降水量などが当初取り決めた数値と違う場合に、損害の有無を問わずに保険金が支払われるものであり、予想外の気象変動による損失を補償する天候デリバティブ（金融派生商品）として、主に日本や欧米など先進国で、農業団体などに販売されている。開発途上国の農民にとっても理解しやすい保険の仕組みであることから、普及が期待されている。

タイでは2005年に世界銀行の技術的支援の下で、天候インデックス保険のパイロット事

業が開始された。実施主体は BAAC であり、総合保険協会 the Genral Insurance Association (GIA)、世界銀行の農業農村開発局のコモディティリスク管理グループ、保険局（現在の Office of Insurance Commission）の3つの組織が協力した。このパイロット事業の対象作物はトウモロコシで、対象となる災害は干ばつである。このパイロット事業により、アジア地域により適合した保険のデザインの必要性が確認された。また、農家と、保険を販売する組織との間の信頼関係の醸成が重要であることが示された。2007年に天候インデックス保険がトウモロコシを対象として販売された。当初1県だけで開始されたが、その後7県に拡大した。

2007年には損保ジャパン（タイランド）（現在の損保ジャパン日本興亜）と日本国際協力銀行 JBIC が、東北部コンケン県のコメ農家を対象とした天候インデックス保険の検討を開始し、2010年から販売を開始した。この保険は、農繁期の7～9月に累積降水量が一定基準を下回った場合、実際の収穫量とは関係なく保険金を支払う仕組みである。BAAC から融資を受けている稲作農家が契約対象であり、保険料は融資額の4.64%、保険金は降水量に応じて融資額の15～40%となっている。1万バーツを借りている場合は、保険料が464バーツ、保険金が最大4,000バーツとなる。保険加入の募集はBAACを通じて行われる。保険金支払事由が発生した場合、損保ジャパンは、BAACに保険金を支払い、BAACが農家に保険金相当額を支払うとされる。

この事業は損保ジャパン日本興亜の社会的責任（CSR）活動の一環として位置づけられている。同社とBAACの契約期間は2年であり、発売初年度の2010年は目標の1,000件を超える1,158件の加入があり、初年度の保険料収入は約69万5,000バーツ（約190万円）、保険金支払いは約11万9,000バーツであったとされる。この結果を踏まえて、対象となる地域や作物が検討され、2011年には販売が、東北部コンケン県から周辺のアコンラチャシマ、マハサラカム、カラシン、ロイエットの4県に広げられ、2014年には17県で4,300戸の農家に販売された³。

この保険は、まだ小規模な事業ではあるが、天候インデックス保険は途上国の農民の実態に適応している面があると考えられ、今後も注目されるところである。

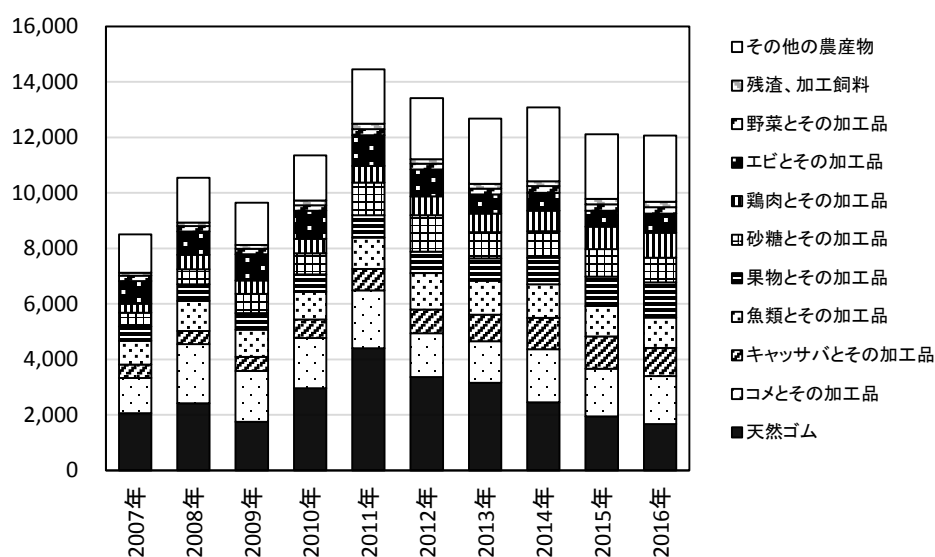
5. 農産物輸出の動向

（1）品目別の動向

タイの農産物輸出は、2016年に1兆2,066億バーツで、総輸出額の16.0%を占めた。この割合は過去5年では最も低い。輸出に占める農産物のシェアは、2011年の21.8%をピークとして低下傾向にある。この低下傾向の最大の要因となっているのは、農産物輸出額シェア第1位の天然ゴム輸出額の減少であり（第19図）、その主な要因は価格低迷である。天然ゴムの輸出額は、2011年の4,405億バーツから、2016年には、3分の1程度の1,672億バーツにまで減少した。一方、輸出シェア第2位のコメは、担保融資制度の影響から、2013

年には1,497億パーツまで減少し、輸出シェアは11.8%まで縮小した。しかし現在のプラユット政権が政府在庫の売却を進めたことから、輸出額は増大し、2016年では1,728億パーツとなり、シェアは14.3%を記録している。

この2大品目のほかでシェアを拡大しているのは、果物とその加工品、鶏肉とその加工品であり、果物とその加工品のシェアは、2016年には10.4%まで、鶏肉のシェアは7.4%までそれぞれ増加した。一方、エビとその加工品の輸出シェアは2007年に9.7%あったが、病気による生産減少から、2015年には4.7%まで縮小した。2016年には生産が回復したことから、輸出シェアは5.8%に増加した。

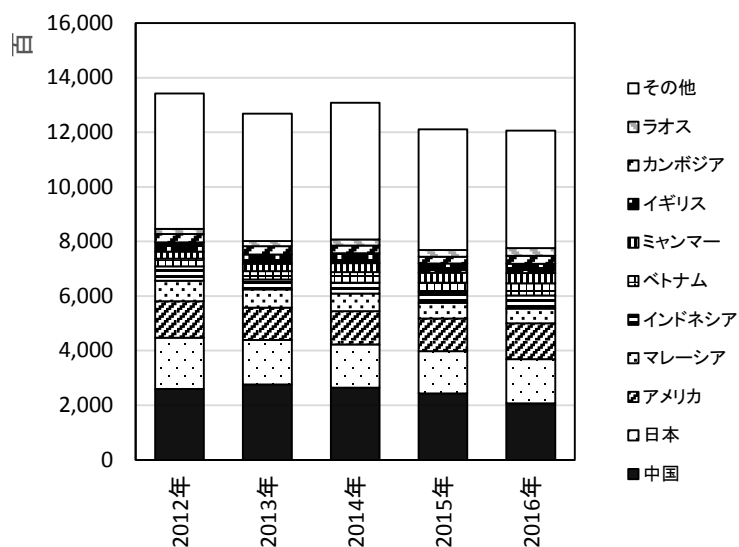


第19図 品目別農産物輸出額 (単位: 億パーツ)

資料: สถิติการค้าการส่งออกสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ国農産物貿易統計) 2016年版19ページ第4表より筆者作成。

(2) 輸出先別の動向

一方、輸出先を見ると最もシェアの大きい輸出先は中国で、2015年ではほぼ20%を占めていた(第20図)。しかし2016年には主にキャッサバの輸出の大幅減少により、17.1%まで低下した。第2位は日本であるが、そのシェアは低下傾向にある。2011年に14.1%であったシェアは2015年には12.8%まで徐々に縮小したが、2016年には13.4%に増加している。3位以下のアメリカやマレーシア、インドネシアなどの伝統的に重要な輸出先も、2015年まで徐々にシェアを縮小させるか、停滞的である。このように従来重要な輸出先のシェアが縮小あるいは停滞的であるのに対して、農産物の輸出市場として重要になっているのは、ミャンマー(2016年のシェアは3.1%)、ベトナム(同3.7%)、カンボジア(同2.4%)、ラオス(同2.3%)といった近隣の後発途上国である。



第20図 主な農産物輸出先（単位：億バーツ）

資料：สถิติการค้าการส่งออกสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ国農産物貿易統計) 2016年版 19 ページ第5表より筆者作成。

(3) コメの輸出価格の動向

タイのコメは国際商品として輸出市場の動向に大きな影響を受ける。特に、国内政策の影響で輸出価格が上昇し、他の主要輸出国との間で大きな価格差が生じた 2011 年から 2013 年にかけて、タイのコメの輸出は大幅に減少した。現在こうした価格差は、ほぼ消滅している。こうしたタイと主要競争国のコメの輸出価格の関係は、タイのコメ輸出にとって重要な情報であるので、以下にその推移を高価格米（香り米）、上級普通米、低級普通米に分けてそれぞれ示す。

1) 高価格米（香り米）の輸出価格

タイ国内での香り米生産が増加するとともに、担保融資制度によって増大した政府在庫の処理のため、輸出向けの放出も続いている。またパキスタンとの競争も厳しくなっているため、香り米の輸出価格は 2014 年をピークとして、2017 年まで急速に低下した（第 21 図上段）。この輸出価格の低迷による農家の所得減少は、2016 年にプラユット政権が稲作農家への保護政策を急速に拡大した背景になっている。なお、2017 年 5 月以降、海外の高値に影響される形で、タイの香り米の価格も上昇している。

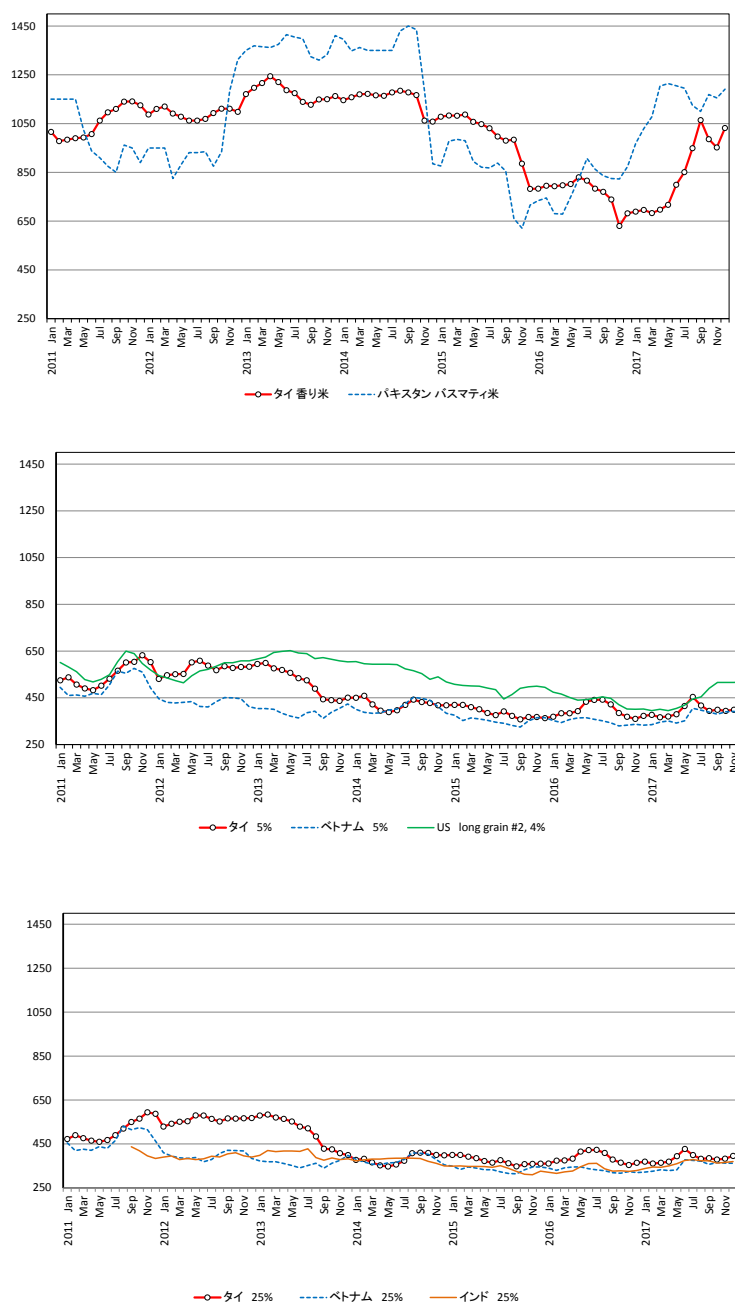
2) 上級普通米の輸出価格

上級米（White Long Grain Rice 5% broken, 砕米の割合が最大 5%）の価格は、担保融資制度によって増大した政府在庫の放出が拡大した 2014 年以降、ベトナム産のコメとほぼ

同水準まで低下している(第21図中段)。2016年の中ごろには上昇したが、2017年後半では、ベトナム産米とほぼ同水準で推移している。

3) 低級普通米の輸出価格

一方、低級米(White Long Grain Rice 25% broken, 碎米の割合が最大25%)では、2011年の終わりから2013年まで、ベトナムや2011年に輸出を再開したインドとの間で、およそトン当たり100ドル以上の価格差が継続した(第21図下段)。しかし、政府在庫の放出が増加した2013年の3月ごろからタイ米の輸出価格は低下をはじめ、それ以降、3国の価格差は縮小し、それ以降、極端な価格差は生じていない。



第 21 図 主要輸出国のコメ輸出価格推移（精米，US ドル/トン）

資料：The FAO Rice Price Update.

<http://www.fao.org/economic/est/publications/rice-publications/the-fao-rice-price-update/en/>

注．図中で，％は碎米率を表す．

6. 農業開発の事例紹介

以上、主要な品目の動向と関連政策を紹介してきた。こうした主要品目は、多くが輸出されている。しかし、タイの多くの小農にとって、厳しい国際市場競争に巻き込まれることで、生活水準が必ずしも向上するわけではない。以下ではバンコク近郊のナコンパトム県におけるリゾートホテルと小規模農民グループの連携による農業開発の事例を紹介する。

(1) 充足経済思想と「新理論」農業

タイのプミポン前国王が長年唱導した、充足経済（セタギット・ポーピアン、英語では Sufficiency Economy Philosophy (SEP) と訳されている）とは、仏教の「中道」の考え方に基づいて、過剰な生産と消費を戒め、ほどほどの経済活動を推奨する経済思想である。1997年のアジア通貨危機の際、タイ経済は大きな被害を受け、投機的な、持続可能でない経済成長がいかに脆いものなのかを国民が経験した。その時、国民も経済成長を追及してきた姿勢を反省し、グローバリゼーションの不安定さから国を守り、バランスの取れた経済の必要性を認識したと言われている。充足経済は、第8次5カ年計画（1998年～2002年）から、国家経済開発計画にも盛り込まれ、2017年からの第12次計画でも計画の基本的な考え方に位置づけられている。また2014年から2017年にかけては、充足経済に基づいた開発事業として約290億円の資金で、全国の村で、農業協同組合による農民の組織化や国有地の払い下げ事業などが実施されている。

この充足経済思想は、政治や経済、あるいは個人から国家まで、様々な局面、レベルにおいて適用が可能なものとされるが、抽象的なものであり、どの事業に具体的に適用されているかはわからない。ただし、農業については、前国王が、具体的な実践モデルとして、小規模複合農業モデルを発表している。この「新理論」農業は、農地不足、気象リスク、適切な農業技術の欠如等々の、農業発展を阻害する多くの要因を踏まえて、個々の農家になるべく自給的に経営を行うというものであり、このモデルでは、農家は自らの土地を、水田、野菜・果樹園、ため池、住宅地に、一定の割合に分割して利用・管理する。そして、リスクを避けるため、農業経営は、家族のニーズの充足から徐々に生産を拡大するという段階的な成長が想定されている。まず食料などの必要な物資を安定的に確保して外部の変動から一家を守り、次の段階として、余剰生産物を市場で販売することを目指すというものである。現在、この「新理論」農業の技術を教える研修センターが、タイ国内に多く設立されており、技術や考え方の普及が図られている。

ただし小規模農業は効率性が低く、労働集約的で実践が難しいことも事実である。こうした批判に対して、ここでは新たな発展の可能性を示す1つの事例としてサンプルモデルを紹介する。

(2) 事例紹介

1) サンプランモデルの概要

サンプランモデルはナコンパトム県で展開している開発プロジェクトで、中心となっているのは、サンプラン・リバーサイドというリゾートホテルである。このホテルは、エコツーリズムや MICE（企業の会議や研修、国際会議や展示会、学会などのイベント）を経営に積極的に取り入れている。このホテルの経営戦略と、地元で有機農業に取り組んでいた農民とが結びついて成立しているのがこのプロジェクトである。

サンプランモデルでは、ホテルが農民から有機農産物を直接購入する。またホテルは、敷地の中に、農民が生産物を持ち込んで販売できる農民市場を開設し、彼らの有機農産物の販売機会を増やした。こうして農家と消費者を直接つなぐ新しい販売チャネルを提供することで、地元で生産される有機農産物のバリューチェーンを構築し、地域のフードシステムをよりバランスの取れたものに変えている。一方、ホテルはエコツーリズムや MICE の集客において、地元の有機農業者との連携をアピールし、ホテルのブランド化につなげている。

この事業の実施を担っている財団には 10 人のスタッフがいて、プロジェクト参加農家への支援を行うとともに、未参加農家への勧誘も行っている。農家は栽培から販売にいたる様々な活動に参加している。現在、11 の有機農家グループが参加していて、国際的な有機農産物認証機関である IFOAM（国際有機農業運動連盟）の認証を受ける準備をすすめている。

そうした農家グループのひとつを紹介する。このグループには 30 の農家が参加していて、リーダーは元村長の女性である。50 代以上の農家の参加が多い。農薬による健康被害を受けている参加者が多いことから、有機農業の実践はこうした被害を軽減するものであり、仏教で言う徳を積むこと（タンブン）になるとリーダーは考えている。このグループは 5 年前に充足経済の研修センターを設立し、2 年前からサンプランモデルに参加している。リーダーは有機栽培導入の理由として 3 つあげている。第 1 に生産コストの削減、第 2 に農民自身の健康問題、そして第 3 に消費者に安全な食品を消費者に届けたいという農民の気持ちである。かつて、稲作や果樹栽培で農薬や化学肥料を大量に使用していたころは、健康被害の問題がしばしば生じていた。こうしたことがあって、5 年前に、この女性リーダーが最初に、農薬・化学肥料の使用をやめたのである。

このグループは、行政に勧められてサンプランモデルに参加した。参加したことで受けられた支援として、第一に IFOAM の有機認証の取得費用をプロジェクトが負担してくれた。第二にプロジェクト参加農家ということで、金融機関から借入れができた。第三にサンプランホテルに、有機栽培した果物（グアバ）を通年で、直接、定価で出荷できるようになったことをあげている。

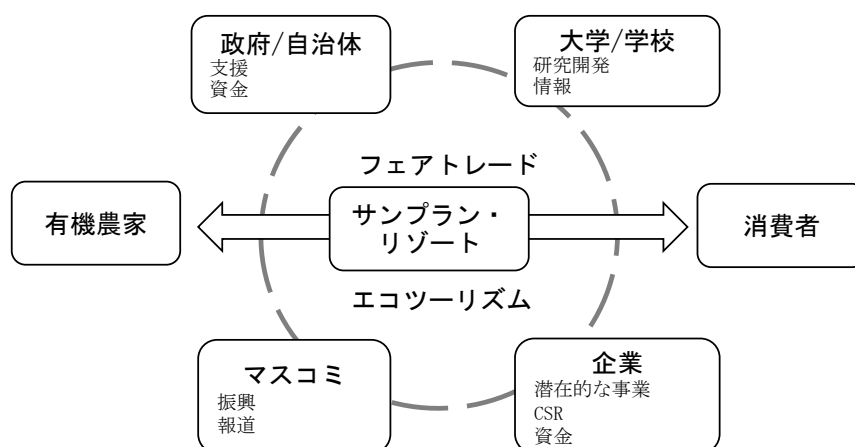
このグループの有機農業（米、果樹）の特徴は、地元の資源を多く利用していることである。研修センターでは、地元で生産されている牛乳を肥料に利用する実験を行い、他の農家にも普及させた。その他、糖蜜、米ぬか、卵も肥料として利用している。こうした有機農業への取組によって、生産コストが低下し、米の単収も向上したという。農家は、こうした活

動は、なるべく自給的な生産体系を重視する充足経済の思想と合致していると考えている。2016年の調査時、7農家が有機認証を取得していて、11農家が申請中であった。認証のためには2年間は無農薬栽培を継続する必要があるため、認証を取得できるまでの所得減少への対応が課題となる。また有機農法を導入する場合、特に慣行栽培からの移行時に、収量の低下が生じる。例えばタイの香り米は、一定期間（例えば6年）、有機栽培を続けると単収が改善するといわれているが、収量が低下する期間への対策が課題となっている。

このサンプランモデルには、リゾートホテルと有機農家という組み合わせに加え、官民の様々な組織が関与している（第22図）。政府機関では農業・協同組合省の農業局や普及局、土地開発局が関わっている。商務省は、スクジャイ週末市場の創設、有機農産物のプロモーション、広告宣伝に関わり、国内取引局は、このホテルと農家間の取引の保証価格の設定に関与している。保健省も週末市場の運営で協力しており、またホテル事業やエコツーリズムの実施に関連しては観光関連の部局も協力している。一連の政府組織の関与は、政府の各種の課題への対応のためという側面もあり、サンプランモデルは、PPP（官民パートナーシップ）の枠組みを有している。

2) サンプランモデルの含意

これまでタイの農業は国際市場での高い競争力を保持する輸出型農業として発展してきた。しかし、農民の生活福祉の向上という視点からは、国際市場の変動が農民の生活に大きな影響を与えることは望ましくない。よりリスク回避的な経済モデルが必要となっている。このような状況下で、「新理論」農業に対しては、非効率的な経営モデルであるとの批判もあるが、ここで紹介したサンプランモデルは、小規模農家のグループと観光セクターの事業が連携することで、新たな付加価値の獲得や販売チャネルの拡大といった成果を上げ、農村開発の新たな可能性を示している。



第22図 サンプランモデルの概要

資料：サンプランモデルのリーフレット中の図に基づいて筆者作成。

7. おわりに

本章では、タイの農業・農政に関する動向を 2016 年、2017 年の動きを中心にりとまとめた。以下に要約を示しておく。

政治では軍事クーデターによる暫定政権が既に 3 年を超えており、民主化が求められている。新憲法の公布は、内外に民主化へのスケジュールを明らかにしたものの、総選挙の実施は遅れていることを紹介した。経済では、マクロ統計を整理し、好調な輸出と観光により経済成長率が回復してきていることを示した。こうした状況の中で、経済全体に占める農業の地位は縮小を続けている。

主要品目の動向では、2016/17 年度には、コメの生産が回復していることが注目される。この主な要因は天候が良好で、干ばつや洪水による生産の被害が小さかったことによる。また好調に生産拡大を続けていたサトウキビで、製糖工場生産割当制度が撤廃され、生産や販売価格が自由化されることが注目される。

タイのコメの価格・所得政策について長期的展開も踏まえて整理した。タイでは第 2 次大戦後から国家によるコメ輸出への介入が始まり、1980 年代までは、コメの価格抑制的政策が採られた。しかし 1980 年代以降、タイ経済の発展にもともなう、価格抑制的な政策は徐々に撤廃され、逆に農業保護的な政策が行われるようになる。特に農業保護を重視したタクシン政権以降は、担保融資制度による価格支持や所得保証が継続的に実施された。2014 年発足のクーデター政権では一旦、価格・所得政策は廃止を表明されたが、現政権下でも、規模は縮小しながらも、農家が自己所有の保管施設で収穫米を保管するという農場担保融資制度という形で、価格政策が継続されている。

農産物の輸出では、中国向けの天然ゴムの輸出やキャッサバの輸出が減少し、価格が低迷している。また輸出先のシェアでは近隣の後発途上国向けの輸出が増加している。

2014 年の軍事クーデターで発足した現在のプラユット政権は、クーデター後、担保融資制度を廃止し、コメについて価格支持も所得保証も行わないことを表明し、タイの農業政策は、この機会に保護的な色彩を弱めた。しかし、同政権は農業保護政策を徐々に拡大してきた。2014 年には、早くも一時金の支払いが行われ、結果的には民主党政権時の農家所得保証制度での財政支出に近い水準の財政負担が行われた。また 2015 年には、香り米生産農家に出荷を遅らせることを条件に、実質的な買い上げを行う（農場）担保融資制度が導入された。そして 2016 年の 11 月以降は、粳米の保管を条件とした担保融資制度（農場担保融資制度）が、香り米だけでなく、すべての種類のコメに適用されることになった。

輸出向け農産物の振興が図られている一方で、タイでは、前国王の思想に基づいた小規模複合農業モデルが推奨されている。ただしこのモデルは、国際市場での競争に直面し、効率的な生産を求められるタイ農業の開発戦略の主流としては不十分である。その意味で、本章で紹介した事例（サンプルモデル）では、観光セクターとの連携により、小規

模な農家が新たな収入機会を獲得しており、小規模農家の発展のひとつの方向性を示すものとして注目される。

注1 1バーツは約3.4円(2018年3月)。

2 1ライは約0.16ha。

3 国連開発計画(UNDP)駐日代表事務所ホームページ「【損保ジャパン日本興亜グループ】東南アジアの小規模農家の強靱性を高め

る」http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/partnerships_initiatives/privatesector/privatesector5/bcta8.html

[引用文献]

日本語

1. アジア経済研究所(各年版)『アジア動向年報』, アジア経済研究所。
2. 恒石隆雄(2007)「セタキット・ポーピアン(充足経済)」海外研究員レポート, アジア経済研究所
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/200703_tsuneishi.pdf
3. 重富真一(2009)「第3章 タイ-コメ輸出産業化の舞台裏」『アジア・コメ輸出大国と世界食料危機-タイ・ベトナム・インドの戦略』, 情勢分析レポート, 日本貿易振興機構アジア経済研究所: 83-110。
4. 重富真一(2015)「第7章 タイにおけるコメの流通制度と格付け・検査制度の変遷(有本寛編『途上国日本の開発課題と対応: 経済史と開発研究の融合<中間報告書>』調査研究報告書, アジア経済研究所: 146-169。

英語

5. National Economic and Social Development Board, The Eleventh National Economic and Social Development Plan (2012-2016), http://www.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/p11/Plan11_eng.pdf
6. Titapiwatanakun, Boonjit (2012a) “The Rice Situation in Thailand”, Technical Assistance Consultant’s Report, ADB.
7. Titapiwatanakun, Boonjit (2012b) “Thailand’s Paddy Pledging Program (October 2011 to October 2012), Internal Report, Faculty of Agriculture and Resource Economics, Kasetsart University.
8. Poapongsakorn, Nipon (2006) “The decline and recovery of Thai agriculture: causes, responses, prospects and challenges”, “Rapid Growth of Selected Asian Economies: Lessons and Implications for Agriculture and food Security”, Policy Assistance Series 1/3, FAO Regional Office for Asia and the Pacific.
9. Poapongsakorn, Nipon (2010) “Tackling Corruption in Rice Price Intervention Program: Towards a Preventive Scheme”, Material for The 14th International Anti-Corruption Conference, 11 November 2010, Bangkok (2011年1月26日アクセス)
10. Siamwalla, Ammar (1975), “A history of rice policies in Thailand”, Food Research Institute Studies, 14(3): 233-249.

11. Siamwalla, Ammar and Setboonsarng, Suthad (1989), “Trade, Exchange Rate, and Agricultural Pricing Policies in Thailand, World Bank Comparative Studies, The Political Economy of Agricultural Pricing Policy.
12. Welcher, Paul (2017), “Rice Market and Policy Changes over the Past Decade”, GAIN Report Number: TH7011 USDA Foreign Agricultural Service.
13. Hnin Ei Win (2016), “Crop Insurance in Thailand”, FFTC Agricultural Policy Articles, http://ap.fftcc.agnet.org/ap_db.php?id=676
14. Oxford Business Group (2016), “Agricultural Insurance in Thailand Shifts Focus to Crop Protection”, <https://oxfordbusinessgroup.com/analysis/agricultural-insurance-crop-protection-top-priority-difficult-weather-conditions-promise-impact>

タイ語

15. มาตรการช่วยเหลือเกษตรกรผู้ปลูกข้าว ปีการผลิต 2560/61 ด้านการตลาด (稲作農家支援政策 2560/61 生産年度) <http://www.dit.go.th/Content.aspx?m=103&c=10704>
16. มาตรการช่วยเหลือเกษตรกรผู้ปลูกข้าวและรักษาเสถียรภาพราคาข้าว ปีการผลิต 2559/60 (稲作農家支援・価格安定化政策 2559/60 生産年度) <http://www.dit.go.th/Content.aspx?m=103&c=4762>
17. โครงการประกันภัยข้าวนาปี ปีการผลิต 2560 (雨季作稲作物保険 2560 生産年度) https://www.mof.go.th/home/Press_release/News2017/068.pdf
18. อัดงบกลางเพิ่มเสริมแกร่งเศรษฐกิจ รัฐไฟฟ้าประกันข้าวในปี60 (中央銀行経済強化 2560 年度の稲作保険) <https://www.thairath.co.th/content/986028> (2017 年 6 月 28 日 Thai Rath)
19. แผนพัฒนาเศรษฐกิจและสังคมแห่งชาติ ฉบับที่สิบสอง พ.ศ. ๒๕๖๐ – ๒๕๖๔ (国家経済社会開発計画 2017年－2021年) http://www.nesdb.go.th/nesdb_th/download/plan12/สรุปสาระสำคัญแผนพัฒนาเศรษฐกิจและสังคมแห่งชาติฉบับที่12.pdf

統計

20. ข้อมูลพื้นฐาน เศรษฐกิจการเกษตร (基礎データ 農業経済)
21. สถิติการเกษตรของประเทศไทย (タイ農業統計)
22. สถิติการค้าการค้าสินค้าเกษตรไทยกับ ต่าง ประเทศ (タイ農産物貿易統計)
23. International Monetary Fund, International Financial Statistics
24. World Bank, World Development Index

関連ホームページ

在タイ日本国大使館 <http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>

ASEAN 事務局 <http://www.aseansec.org/>

タイ国エネルギー省代替エネルギー開発と効率性局 <http://www.dede.go.th/dede/>

タイ国農業・協同組合省 <http://www.moac.go.th/>

タイ国農業・協同組合省農業経済局 <http://www.oae.go.th/>

タイ国商務省 <http://www.moc.go.th/>

タイ国商務省国内取引局 <http://www.dit.go.th/>

タイ国商務省貿易交渉局 <http://www.dtn.go.th/>

タイ国国家経済社会開発委員会 <http://www.nesdb.go.th/>

タイ国銀行 <http://www.bot.or.th/>